



Title	碑誌と唐代后妃制度研究
Author(s)	陳, 麗萍; 樺, 佳子
Citation	東アジア諸地域における王室儀礼比較史のための国際的研究基盤の構築 王室儀礼関連翻訳論文／調査報告. 2025, p. 3-14
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/100667
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

第一章 翻訳論文集

碑誌と唐代后妃制度研究

陳麗萍

唐代后妃制度研究における「后妃」、「内命婦」、「宮人」等の基本概念の違いについて、筆者は拙著『賢妃嬖寵－唐代后妃史事考』¹にて「后妃」は「内命婦」であり、なおかつ狭義と広義とで異なることを明らかにした。狭義の后妃は諸帝の后妃を指すが、広義の后妃は諸帝の后妃だけでなく、追封皇帝の皇后や太子の后妃、宮人等の集團をも含む。つまり、后妃の名号・品階・職掌・服章・車輅・鹵簿・印綬・納取・冊封・晋封・朝賀・追贈・給謚・葬儀・祭祀・入廟・親族の待遇といった后妃に関する制度について、広義の后妃概念にて研究し、小集團間の共通性と独自性を浮かび上がらせてこそ、唐代后妃制度の全貌が明らかになっていくだろう。

后妃制度は伝統史学においてまったく重視されていなかったため、伝世史書中に后妃個人に関する史料や后妃制度の全体的な枠組みに資する史料を搜そうとしても、まったくもってままならない。このような状況が形成された要因として、前者は後宮生活が隠秘され、后妃の生涯を外界からは知り難かったことが関係している可能性がある。後者については皇帝制度に付属していたために覆い隠され、さらには分解されてしまったのではないか。つまり、基本史料を固定していっては后妃制度の研究を押し広げることは難しい。近世以降、一部の研究者は碑誌²を利用して名の知られた后妃や関連する制度の研究を進めようとしている。こうして切り開かれた道筋は、次々と新たな碑誌が出現するにつれて活気に満ち独自の魅力を示すようになり、唐代后妃制度研究は新たな局面へと大きく踏み出した。

本稿は広義の后妃概念を前提とし、碑誌による唐代后妃制度研究の推進という視点から、現時点での研究の進展について 3 点を選んでその概略を述べ、さらに后妃制度研究における碑誌の特徴と限定性についても指摘したい。筆者は唐代后妃制度の主な内容についてはすでにある程度まとめている。だが、后妃制度のより具体的な側面の研究は、背景としてそのほかの数多くの制度史をふまえてこそ進めることができる。その一方で、碑誌を切り口とした研究もまた、后妃制度の多くの面を総合的に表すものである。この 2 点は后妃制度を研究する上で重要な点である。なお、本稿で言うところの碑誌は、后妃個人の「専人碑誌」を指すだけでなく、筆者が「他人碑誌」と総称する諸帝・諸王公主・皇室親族、ひいてはそのほかの人物の碑誌も含むものであることを強調しておく。「専人碑誌」に記された人物の

¹ 社会科学文献出版社、2014 年。

² 本稿中の「碑誌」は碑刻と墓誌の総称である。筆者の研究は墓誌を多く利用するが、そのほかの類型の碑刻に基づく資料も用いる。本稿が総括的な記述であることに鑑み、特定の墓誌または碑刻について述べるのではない場合には、両者を総称して「碑誌」とし、特に区別しない。

記事の唯一性・対応性に比べ、「他人碑誌」には后妃制度に関連する内容はごくわずかに隠れているに過ぎず、情報を探し史実に還元することは非常に難しいが、だからこそ独自の価値を具えている。

現在、碑誌を利用した唐代后妃制度研究は多岐にわたって進められているが、本稿では主に3つの点について論評を加える。

第一に、后妃集團に属する人物が数多く明らかになったことにより、より深い研究が可能となった。

現代の我々が唐代の后妃集團の規模を正確に復原することは不可能に近く、当時世人がこの集團に言及する際もその多くが概数を用いている。たとえば太宗の時には、礼部侍郎李百藥が「竊聞大安宮及掖庭内、無用宮人、動有數萬」（聞いたところによると大安宮及び掖庭内には、無用の宮人が動もすれば数万いるという）と上言しており³、また、「玄宗（中略）開元・天寶中、宮嬪大率至四萬」（玄宗（中略）開元・天宝年間に、宮嬪はおよそ四万に至った）ともみえる⁴。具体的なところでは、両『唐書』「后妃伝」に、后妃四十余名が収録されているが、主なものを選択して記載されていることは明らかであり、なおかつ、「后妃伝」には史料上の欠漏や錯誤が少なからず存在していることも、外界から后妃の正確な状況を詳しく知ることが難しいことを示している。これも今日后妃集團を復原しようとする際に遭遇する主な障害である。幸いにして、碑誌をそのほかの史料と結びつけることで、現在ではその存在を確認できる唐代后妃の人数はすでに三百人以上に増えている。これはややもすれば数万規模になる史料の記述とはなお遠く隔たっているものの、人を奮起させる一步を踏み出したと言えよう。

現在知られている唐代后妃の「専人碑誌」の主なものは、高祖莫貴嬪⁵・楊貴嬪⁶・楊嬪⁷・張嬪⁸・王才人⁹、太宗韋貴妃¹⁰・燕德妃¹¹・西宮昭儀¹²・韋昭容¹³・金婕妤¹⁴・高刀人¹⁵、中宗

³ 「請放宮人封事」、『全唐文』卷一四二、中華書局、1983年、1441–1442頁。

⁴ 『新唐書』卷二〇七「宦者伝」上、中華書局、2003年、5856頁。

⁵ 「大唐莫貴嬪墓誌銘」、胡載・宋新江主編『大唐西市博物館藏墓誌』、北京大学出版社、2012年、60–61頁。

⁶ 「太安宮嬪楊氏墓誌銘」、齊通運編『洛陽新獲七朝墓誌』、中華書局、2012年、65頁。

⁷ 「大唐江国太妃楊氏墓誌銘」、趙文成・趙君平選編『新出唐墓誌百種』、西冷印社出版社、2010年、18–19頁。

⁸ 「唐故張嬪墓誌」、西安市文物稽查隊編『西安新獲墓誌集萃』、文物出版社、2016年、32–33頁。

⁹ 「大唐故彭国太妃王氏墓誌銘并序」、周紹良主編『唐代墓誌彙編統集』龍朔019、上海古籍出版社、2001年、130頁。

¹⁰ 「大唐太宗文皇帝故貴妃紀國太妃韋氏墓誌銘并序」、『唐代墓誌彙編統集』乾封008、162–163頁。

¹¹ 「大唐故越国太妃燕氏墓誌銘并序」、『唐代墓誌彙編統集』咸亨012、192–194頁。

¹² 「大唐故西宮二品昭儀墓誌銘并序」、『唐代墓誌彙編統集』永淳004、257頁。

¹³ 「大唐故文帝昭容韋氏墓誌銘并序」、『唐代墓誌彙編統集』顯慶005、88頁。

¹⁴ 「大唐故亡宮三品尼金氏之柩」、『唐代墓誌彙編統集』永昌001、298頁。

¹⁵ 「大尉秦王刀人高墓誌銘」、『唐代墓誌彙編統集』武德005、4頁。

上官昭容（訳者注：上官婉兒）¹⁶・睿宗豆盧貴妃¹⁷・王賢妃¹⁸・唐孺人¹⁹・玄宗趙麗妃²⁰・皇甫淑妃²¹・楊淑妃²²・高婕妤²³・張美人²⁴・肅宗董婕妤²⁵・德宗韋賢妃²⁶・宣宗仇才人²⁷・懿宗楊貴妃²⁸・王德妃²⁹・隱太子妃鄭氏³⁰・章懷太子妃房氏³¹・良娣張氏³²・節愍太子妃楊氏³³・惠莊太子孺人段氏³⁴等の三十以上の妃嬪の墓誌、及び李尚服³⁵・宋尚宮（宋若昭）³⁶・何司製³⁷・麻掌闡³⁸・德業寺尼明遠³⁹・彭國夫人劉氏⁴⁰・周國夫人姬氏⁴¹・涼國夫人王氏⁴²・衛國夫人王

¹⁶ 「大唐故婕妤上官氏墓誌銘并序」。李明・耿慶剛「『唐昭容上官氏墓誌』箋釈－兼談唐昭容上官氏墓相關問題」、『考古与文物』2013年第6期、86－91頁。

¹⁷ 「唐睿宗大聖真皇帝故貴妃豆盧氏墓誌銘并序」、吳剛主編『全唐文補遺』第5輯、三秦出版社、1998年、29－30頁。

¹⁸ 「大唐睿宗大聖真皇帝賢妃王氏墓誌銘并序」、『唐代墓誌彙編統集』天寶 026、599頁。

¹⁹ 「大唐安國相王孺人晉昌唐氏墓誌」。洛陽市第二文物工作隊編『唐安國相王孺人壁畫墓發掘報告』、河南美術出版社、2008年、189－190頁。

²⁰ 「和麗妃神道碑銘奉勅撰」、『全唐文』卷二三一、2336－2337頁。

²¹ 「唐故德儀贈淑妃皇甫氏神道碑」、『全唐文』卷三六〇、3657－3659頁。

²² 「唐故淑妃玉真觀女道士楊尊師墓誌銘并序」。雷聞「被遺忘的皇妃－新見『唐故淑妃玉真觀女道士楊尊師（真一）墓誌銘』考釈」、『華中師範大學學報』2016年第1期、138－148頁。

²³ 「大唐故婕妤高氏墓誌銘并序」、『大唐西市博物館藏墓誌』、500－501頁。

²⁴ 「唐故張美人墓誌銘并序」。唐瑋「新出唐『張美人墓誌』考釈」、『碑林集刊』十、陝西人民美術出版社、2004年、121－123頁。

²⁵ 「贈婕妤董氏墓誌銘」、『全唐文』卷四二〇、4295頁。

²⁶ 「大唐故賢妃京兆韋氏墓誌銘并序」、『全唐文』卷六八〇、6949－6950頁。

²⁷ 「故南安郡夫人贈才人仇氏墓誌銘并序」、周紹良主編『唐代墓誌彙編』大中 055、上海古籍出版社、1992年、2291頁。

²⁸ 「故楚國夫人贈貴妃楊氏墓誌銘并序」、『唐代墓誌彙編』咸通 041、2410頁。

²⁹ 「故德妃王氏墓誌銘并序」、『唐代墓誌彙編統集』咸通 075、1091－1092頁。

³⁰ 「大唐故隱太子妃鄭氏墓誌并序」、『西安新獲墓誌集萃』、68－71頁。

³¹ 「大唐故章懷太子並妃清河房氏墓誌銘」、『唐代墓誌彙編』景雲 020、1130－1131頁。

³² 「章懷太子良娣張氏神道碑」、『全唐文』卷二五七、2602－2603頁。

³³ 「節愍太子妃楊氏墓誌銘」、『全唐文』卷二三二、2351頁。

³⁴ 「唐故申王贈惠莊太子孺人五郡主母段氏墓誌銘并序」、胡戟『珍稀墓誌百品』、陝西師範大學出版社、2016年、128－129頁。

³⁵ 「前尚服李法滿墓誌銘并序」、『唐代墓誌彙編統集』上元 019、222－223頁。

³⁶ 「大唐內學士廣平宋氏墓誌銘并序」。趙力光・王慶衛『新見唐代內學士尚宮宋若昭墓誌考釈』、『考古与文物』2014年第5期、102－108頁。

³⁷ 「大唐故宮人司製何氏墓誌」、『唐代墓誌彙編』貞觀 018、21頁。

³⁸ 「唐故掌闡麻氏墓誌銘」、吳鋼主編『全唐文補遺』第1輯、三秦出版社、1994年、474頁。

³⁹ 「德業寺故尼明遠銘并序」、『唐代墓誌彙編統集』顯慶 021、97－98頁。

⁴⁰ 「大唐故彭城國夫人劉氏墓誌銘并序」、『唐代墓誌彙編統集』貞觀 039、30－31頁。

⁴¹ 「姬總持墓誌并蓋」、趙君平・趙文成編『秦晉豫新出土墓誌蒐佚』一、國家圖書出版社、2011年、190頁。

⁴² 「唐故涼國夫人墓誌銘并序」。西安市文物保護考古研究院「唐涼國夫人王氏墓發掘簡報」、『文博』2016

氏⁴³・潁川郡君陳氏⁴⁴・柳氏⁴⁵・蘭英⁴⁶・銀娘⁴⁷・顆娘⁴⁸等の百余点の宮人墓誌がある。

「専人碑誌」は后妃の情報を提供するもっとも直接的な材料である。これによって后妃の数が増加することは、研究の基數の増加を意味するだけでなく、后妃制度やそのほかの史事に関する研究に新たな切り口ができたことをも意味する。たとえば、莫貴嬪墓誌によって、彼女と高祖第六子荊王元景の母子関係を確定できただけでなく、初唐における后妃の籍貫・名号・葬地等に関する問題を検討することも可能になった。韋貴妃と燕德妃の墓誌は、史書に記載されていない彼女たちの経歴を詳述するだけでなく、これによって唐代后妃の晋封・陪葬といった重要な制度の検討や、さらに乾封元年の高宗泰山封禪の詳細について理解を深めることも可能になった。楊淑妃墓誌は、隋宗室楊士貴の後裔一族の唐中宗・玄宗期における盛衰や、玄宗・睿宗父子の後宮における暗闘、唐代后妃の入道〔訳者注：道教に帰依する〕という特殊な現象と関わっている。王德妃墓誌は、昭宗生母恭憲皇后の妃号・出産・葬地等の重要な史実を確定したが、これらはいずれも晚唐の后妃制度の研究にとって極めて重要なものである。

「他人碑誌」が提供する后妃の情報に至っては枚挙にいとまがない。たとえば、薛元超墓誌の「公之姑河東夫人、神堯之婕妤也、博學知禮、常侍帝翰墨」⁴⁹（公の姑〔訳者注：父方のおば〕河東夫人は、神堯〔訳者注：高祖李淵〕の婕妤である、博学にして礼を知り、常に皇帝の文事に伺候した）から、薛元超の父方のおばが高祖の婕妤であったことがわかる。柳嘉泰神道碑からは、その祖父が柳奭であり、「景雲元年、先帝在藩、以公女兒爲妃、則申王之舅」⁵⁰（景雲元年、先帝が親王であった時に、公の姉を妃とした、つまり（公は）申王の舅〔訳者注：母方のおじ〕である）より、睿宗第二子申王撫の生母柳氏が実は柳奭の孫娘であったことがわかる。閻力の妻、太原郡夫人王氏墓誌の「長女榮親、早薨喪德。外孫金艷、國女信成公主。桃夭盛花、不幸將薨。駙馬、銀青光祿大夫秘書大監武陽縣開國侯獨孤明」⁵¹

年第6期、3-10頁。

⁴³ 「大唐故衛国夫人墓誌銘并序」、『唐代墓誌彙編續集』開元 037、478-479 頁。

⁴⁴ 「唐故萬善寺尼那羅延墓誌銘并序」、趙力光主編『西安碑林博物館新藏墓誌統編』下、陝西師範大学出版總社有限公司、2014 年、618-619 頁。

⁴⁵ 「亡宮八品柳誌銘并序」。陝西歷史博物館編『唐貞順皇后敬陵被盜石槨回歸紀實』、三秦出版社、2011 年、152-153 頁。

⁴⁶ 『唐代墓誌彙編續集』咸通 042、1067 頁。

⁴⁷ 『唐代墓誌彙編續集』咸通 101、1113-1114 頁。

⁴⁸ 王鋒鈞・李喜萍「晚唐宮女『顆娘』墓誌」、『考古与文物』2003 年第 2 期、8 頁、王其祿「晚唐『春宮顆娘墓誌石』小劄——兼讀晚唐相關墓誌小品及其他」杜文玉編『唐史論叢』第九輯、三秦出版社、2007 年、253-258 頁。

⁴⁹ 「大唐故中書令兼檢校太子左庶子戶部尚書汾陰男贈光祿大夫使持節都督秦成武渭四州諸軍事秦州刺史薛公墓誌并序」、『唐代墓誌彙編續集』垂拱 003、278-281 頁。

⁵⁰ 「右武衛將軍柳公神道碑」、『全唐文』卷三五一、3562-3563 頁。

⁵¹ 「唐故太原郡帝譽之苗曳閻嵩之後閻府君諱力皇贈朝散大夫忠王友故夫人太原郡太夫人王氏開元廿八年八月五日恩制內度太平觀女道士諱紫虛墓誌銘并序」、『全唐文補遺』第 5 輯、399-400 頁。

(長女は親を栄えさせたが、早く薨去し徳を喪う。外孫は国女信成公主である。出嫁し花の盛りにて、不幸にも薨去した。信成公主の夫は、銀青光祿大夫秘書大監武陽県開国侯独孤明である)から、その娘閻氏が玄宗嬪妃であり信成公主の生母であったことがわかる。また、法門寺地宮の衣物帳には、咸通十五年正月四日に、某昭儀と晋国夫人が僖宗に随って施捨供養を行っている⁵²。僖宗の后妃は史書に記載がなく、わずかとは言え二人の名号があることで、史料の空白を補うことができた。

「他人碑誌」中の情報は散発的なものではあるものの、各種の価値のある問題を提起している。たとえば、申王本伝には「初生、武后以母賤、欲不齒、以示浮圖萬回、回詭曰、『此西土樹神、宜兄弟』后喜、乃畜之」⁵³ ((申王が)生まれると、武后は彼の母が微賤であることから、戸籍に載せないことを望み、そのことを僧萬回に示した、萬回はいつわって、『これは西土〔訳者注：今の陝西省周辺を指す〕の樹神なので、兄弟とすべきである』と申し上げた。武后は喜んで、申王を養育した)と記載される。柳嘉泰神道碑を通して正史史料を振り返ると、柳氏は柳奭が政争に敗北したことによって微賤な宮人となったとわかり、さらに武則天が柳奭を嫌悪したことが申王の養育を放棄しようとした真の原因であることもうかがい知れる。閻氏に関する消息はないものの、開元二十八年の玄宗生誕節の当日に、彼女の母である王夫人は禁中の太平觀にて入道し、「紫虛」と号した。天宝十三載に王夫人は私第にて卒去し、「皇親眷焉、久承詔澤、忠使弔祭、恩念賢妃」(皇帝の親族である、詔を承り、使者を派遣して弔祭し、恩徳により賢妃とした)。王夫人の入道や玄宗の閻家に対する破格の待遇は、いずれもさらに検討するに値しよう。また、宣懿韋后について、「后妃伝」は「失其先世」と記載しており、その生涯は不詳であった。だが、韋后の姪の墓誌が、祖父・父・兄の三代にわたる人物とその官歴を補完し、さらに驚くべきことに、墓誌は武宗の即位後に詔にて母の一族を廉姓から韋姓に改めたことをも明らかにしている⁵⁴。そして、廉妃即ち韋后的死後にその神位が太廟に祀られたことは、史書に伝わるところである。廉妃が微賤にしてその消息が伝えられなかつことと武宗による改姓は、唐代の皇族が上層の通婚集団を繋ぎ止めようと努力したもの、士族政治の衰退という衝撃のもとで次第に瓦解していく現実を投影していよう。

第二に、后妃に関する史料を正し補える。

両『唐書』『后妃伝』が唐代の后妃集団及び制度を理解するうえで最初に当たるべき史料であることは疑う余地がなかろう。次いで、諸帝紀・王子公主・外戚伝等にも関連する情報は集まっている。さらに、『資治通鑑』『唐会要』『唐大詔令集』等の書物にも、関連史料は幾ばくか存在する。現代では以上の史料の出所や真偽、確実性等の問題を分析することはあ

⁵² 「応從重真寺隨真身供養道具及恩賜金銀器物宝函等並新恩賜到金銀寶器衣物帳碑」、陝西省考古研究院・法門寺博物館・宝鸡市文物局・扶風県博物館編著『法門寺考古発掘報告』上、文物出版社、2007年、228頁。

⁵³ 『新唐書』卷八一「睿宗諸子伝」、3600頁。

⁵⁴ 「唐雅王府參軍李公夫人京兆韋氏墓誌銘并序」、『大唐西市博物館蔵墓誌』、944-945頁。

まりない。だが、実際には、「后妃伝」を代表とする官製史書には2つの明らかな欠陥が存在しており、碑誌はその多くを正し補うものである。

1つめの欠陥である史料の遺漏について。『旧唐書』「后妃伝」には穆宗宣懿皇后・武宗王賢妃・宣宗元昭皇后・懿宗惠安王后は名号があるのみで、懿宗恭憲王后と郭淑妃に至っては名号すら記されていない。ただし、幸いにも『新唐書』「后妃伝」によって補充できる。『旧唐書』と『新唐書』とで同一の集団に対する記載がこのような大きく異なっていることは、后妃に関する史料の発掘にはまだ大きな余地があることを意味している。現在確認できる中宗上官昭容、玄宗趙麗妃・皇甫淑妃、徳宗韋賢妃、懿宗王德妃（恭憲皇后）・尚宮宋若昭碑誌は、「后妃伝」の遺漏を多く補うことができる。

たとえば上官昭容は、本伝では中宗韋后や武氏一族と結託する否定的な人物像として描かれているが、彼女の墓誌にみえる、彼女が韋后の政治関与や安樂公主の立皇太女を諫めて「飲鳩而死、幾至顛墜」（鳩毒を飲んで死なんとし、あと少しで命を落とす）こともいとわなかつたこと、そして、このために婕妤に降格することを請うといった描写は、いずれもこれまでの印象を覆す新材料であり、上官氏の苛烈な振る舞いは本伝の姿とはまったく相反するものである。この墓誌が太平公主の主導かあるいはその意を受けたものであることは明白であるものの、それでもやはりこれらの描写は中宗期の乱政を示す新たな参考資料であると言える。誌文を本伝と結びつけることで、少なくとも勝利者によって改訂された本伝よりも、真実の上官昭容へと近づくことができよう。

また、趙麗妃は微賤の出身であったが一品に上りつめ、その身に美謚が加えられた。その子李瑛が、長子でも嫡子でもないのに太子となり、生母の死後もなお十余年にわたってその地位にあり続けたことは、母子が玄宗期前半の後宮にて強大な力を有していたことを示している。紙幅に制限があったこと（玄宗はすでに四妃が伝に収録されている）や太子が廢されたことが影響したのか、趙麗妃は貞順武后伝に附載されるのみである。一方、張説が撰述した神道碑は、「麗者以華美爲貴、妃者以配合爲尊。『易』云『日月麗天』、『伝』稱『星辰合度』」（麗は華美であることを貴とし、妃は釣り合うことを尊とする。『易經』に『日月麗天』と云い、その『伝』に『星辰合度』と言う）と「麗妃」の意味を解釈している。また、玄宗が「考行是存」（これを残そうと考え）、「氣之和者生萬物、聲之和者孕八音前星」（気が調和すると万物を生み、声が調和すると八音〔訳者注：儒教音楽で使われる八種類の楽器〕前星〔訳者注：太子を指す〕をはらむ）を取って、謚として「和」を賜ったと解釈している。この2点だけでも、趙麗妃本人に関する史実を充実させるのみならず、玄宗が后妃の名号制度を改正することで、睿宗と太平公主の勢力の影響下から抜け出して、新たな後宮秩序を確立した際の理論的根拠の参考資料ともなり、さらに、数少ない嬪妃の謚の解釈は、唐代后妃の給謚制度の研究にとっても貴重な資料となろう。

「后妃伝」以外の后妃の史料は、主に諸王子公主の伝に集中している。王子の伝には、高祖から肅宗に至る諸子は生母の姓氏名号が基本的に残っているが、代宗以下の諸帝の子の生母の多くは「史亡其母之氏・位」（史書は其の母の氏・位を失う）、「本錄不載母氏」（本録は

母の氏を載せず)と記述されるに過ぎない。公主伝に至っては、生母の姓氏名号がわかるものは三分の一もない。

一方、碑誌は諸王公主の生母、さらには養母の情報についても多くを補ってくれる。たとえば、玄宗趙才人⁵⁵や、穆宗鄭才人⁵⁶、憲宗妃杜氏・趙氏⁵⁷、懿宗妃雷氏⁵⁸等はいずれも子女の墓誌によって世に知られる。宣宗の二十人以上の子女のうち、史書は元昭皇后が育てた懿宗と万寿公主を載せるのみだが、夔王・昭王・慶王・広王・康王の墓誌によって、それぞれの生母が呉氏・柳氏・史氏・陳氏・仇氏⁵⁹であることも判明した。このほかにも、価値ある補遺がいくつもある。たとえば、敬宗の五子三女のうち、史書は長子普の生母が郭貴妃であることを載せるだけだが、第四子言揚の墓誌から、この二子は同母であることが知られ⁶⁰、これは郭氏への寵愛がさらに増した左証となろう。懿宗王徳妃の墓誌は『旧唐書』「昭宗本紀」の僖宗と昭宗が同母兄弟であるという誤りを覆し、さらに、これによって劉季述の政変の際に睦王が誅殺され、昭宗が復位した後に睦王に恭哀太子を追謚した理由も理解できよう。多くの后妃は子女の墓誌にわずかに名号姓氏が残るだけとは言え、こうしたわずかな事例を多く積み重ねることによって、唐代諸帝の婚姻生活に関する全面的な考察を進めることができになるのである。

豆盧貴妃の墓誌によれば、申王は「乳稚始孩」(幼少)の頃に豆盧氏に預けられて育てられた。また、豆盧氏は母を失った玄宗も「累載左右、一心保輔」(側にて年月を重ね、一心に養育した)。豆盧貴妃は睿宗の子供二人の養母であり、その労による功は高かった。だが、豆盧氏は睿宗との夫婦関係が決裂したために、後宮を出て長安に暮らし、死後はさらに遠く洛陽に葬られており、このことが彼女の経歴が史書から外される決定打となった。また、懿宗宮人蘭英の墓誌は、彼女が郭淑妃の養女という特殊な身分にあったことを示す。同昌公主の生存時に、郭氏はなぜさらに宮女を養女としたのか。これは后妃が養子を取る問題に関する研究にとって、新たな検討課題となろう。

唐代の追封皇帝の皇后や太子の后妃、宮人も、后妃集団を構成する一要素であるが、彼女達に直接的に関係する官製史料はごくわずかである。たとえば、祖先四名の追封皇后につい

⁵⁵ 「大唐故壽光公主墓誌銘并序」。郭海文・趙文杰・賈強強「『大唐故壽光公主墓誌銘并序』考計」、杜文玉主編『唐史論叢』第20輯、三秦出版社、2015年、49-63頁。

⁵⁶ 「唐故金堂公主贈涼國大長公主墓誌銘并序」、西安市文物考古保護研究院「唐郭仲恭及夫人金堂長公主墓發掘簡報」、『文博』2013年第2期、13-18頁。

⁵⁷ 「唐故沔王墓誌銘并序」、『西安新獲墓誌集萃』、208-209頁。「故茂王墓誌銘并序」、『大唐西市博物館藏墓誌』、912-913頁。

⁵⁸ 「唐故涼王墓誌銘并序」、吳鋼主編『全唐文補遺』第2輯、三秦出版社、1995年、79頁。

⁵⁹ 「唐故夔王墓誌銘并序」、『西安新獲墓誌集萃』、228-229頁。「唐故昭王墓誌銘并序」、趙力光主編『西安碑林博物館新蔵墓誌彙編』、線装書局、2007年、887-888頁。「故慶王墓誌銘」、『西安碑林博物館新蔵墓誌彙編』、811頁。「唐故広王墓誌銘并序」、吳鋼主編『全唐文補遺』第7輯、三秦出版社、2000年、155頁。「唐故康王墓誌銘并序」、『全唐文補遺』第6輯、三秦出版社、1999年、195頁。

⁶⁰ 「唐故紀王墓誌銘并序」、『西安新獲墓誌集萃』、206-207頁。

ては、世祖貞懿〔訳者注：元貞の誤りか〕独孤后が高祖太穆竇后伝に補足情報として現れるのみである。太子親王妃で皇后に追封された五名及び太子の后妃十名に関する官製史料はさらに稀であるが、幸いにも隱太子妃鄭氏、章懷太子妃房氏・良娣張氏、節愍太子妃楊氏、惠莊太子孺人段氏の碑誌があり、史書の欠落をある程度補うことができる。たとえば、鄭氏墓誌は、長らく未解決であった隱太子妃の出身一族等の基本情報を提供し、さらに、太宗が（玄武門の変後に）隱太子と巢王元吉の妻をどのように扱ったかという重要な政治事件の研究に対する新材料ともなる。段氏墓誌は惠莊太子の婚姻状況に関する貴重な手がかりを提供し、さらに、開元十二年に申王が薨去した後、段氏が「敕隨女五郡主處於後宮」（勅を（奉り）娘の五郡主とともに後宮に居住し）、後に「西内別殿」にて卒したなど、玄宗が追謚太子の嬪妃の生活を手配していたという特殊な史実も知ることができる。総じて言えば、こうした后妃集団に関する正史と碑誌はいずれも非常に少なく、さらに多くの碑誌が出現して研究が深化することを期待するばかりである。

2つめの欠陥である史料の錯誤について。

官製史書の后妃記事には、史料の遺漏以外に各種の錯誤も存在する。

上述したように、両『唐書』「后妃伝」は唐代后妃制度を研究するにあたり最初に選択すべき史料であるが、しかしながら、玄宗元獻楊后、肅宗章敬吳后、代宗崔妃、德宗韋賢妃、憲宗孝明鄭后の記事にはいずれも誤りがある。たとえば、張説が撰述した元獻楊后的墓誌文と言われているものは、実はその姉節愍太子妃の墓誌であり、肅宗が生後預けられていた先を王皇后のもとであったとするのも同じく間違いで、実際には宮外の節愍太子妃に預けられていた。章敬吳后的本伝の内容には多くの矛盾があり、すでに吳縝によって『新唐書』の「所言虛謬」⁶¹の箇所が正されている。代宗の生年と和政公主神道碑⁶²を結びつけると、吳氏は開元十三年に肅宗に賜与され、十四年に代宗を生み、十七年に公主を生み、二十年に卒したというのが、宫廷生活におけるおおよその流れであると推測できる。彼女の本伝に記される蛇足的なねつ造話は、彼女の生前があまりにも伝わっていないことに加えて、吳家と代宗を神格化しようとして失敗したものであろう。また、孝明鄭后は、もとは李錡の侍妾であったが、『旧唐書』には「未見族姓所出・入宮之由」（出自や入宮理由は不明である）と記載されており、こうした錯誤が何故に生じるのかは不明である。さらに、両『唐書』の「后妃伝」以外の部分や『資治通鑑』に見える后妃に関する記述によれば、太宗鄭賢妃、代宗崔妃、德宗昭徳王后・韋賢妃、順宗牛昭容、憲宗郭貴妃、武宗王賢妃、昭宗何后等が、名号や冊封といった細かい点で多かれ少なかれ錯誤がある⁶³。このことは、熟知している史料にも錯誤

⁶¹ 吳縝『新唐書糾謬』卷一「代宗母吳皇后伝」、『景印文淵閣四庫全書』第276冊、上海古籍出版社、1986年、624-625頁。

⁶² 「和政公主神道碑」、『全唐文』卷三四四、3490-3493頁。

⁶³ 以上の后妃に関する史料の修訂については、拙稿「読両『唐書』劄記四則」、『隋唐遼宋金元史論叢』第一輯、紫禁城出版社、2011年、202-212頁、「『資治通鑑』唐代后妃紀事獻疑」、『隋唐遼宋金元史論叢』第二輯、上海古籍出版社、2012年、179-186頁を参照。

は遍在しているので、我々が后妃制度を研究する際に現存する官製史料に対して分析が必要であることを示唆している。

第三に、后妃の職掌制度について。

后妃の職掌制度については、主に『唐六典』⁶⁴と『旧唐書』「職官志」⁶⁵、『新唐書』「百官志」⁶⁶に、嬪妃と宮官の二体系で細分化されたものが見られる。一般的に、嬪妃の職掌は機能的な性格よりも象徴的な性格のほうが大きいと考えられている。たとえば、三妃の「佐后、坐而論婦禮也」(后を補佐し、坐して婦礼を論じる)、才人の「掌序宴寢、理絲枲、以獻歲功」(宴寢〔訳者注：日常起居する部屋〕の序列、絹・麻糸の管理、収穫物の献上を掌る)等の職掌のように、彼女達の日常において執行されるものではなく、品階の象徴として、各種祭祀や慶礼の場においてもっとも多く現出するものである。このため、嬪妃よりも、後宮での服務が非常に多い宮官体系の運用や各司の職務のほうが、より検討する価値のある課題となろう。各種の碑誌が集積されれば、内宮官の職掌の輪郭を浮かび上がらせることができるだけでなく、体系外の宮官の職掌についても、新たな領域を画定することができよう。

伝世史料に記載されている(皇宮)六尚や(太子宮)三司の宮官の品階は五品から従八品である。六尚の下に二十四司が、宮正の下に一司が属し、三司の下に九掌が属す。だが、碑誌で宮官の職掌を探してみると、注目すべき問題が四点存在している。碑誌に記載された宮人の品階は、従一品から九品まで見受けられる。このことは六尚三司以外に、史書には未載の宮官体系も存在していることを示している。宮人の碑誌の記述は簡潔で、圧倒的多数はその品階を記載するに過ぎないため、職掌がほかにもあるのか確かめることは困難である。また、一部の宮人の品階は追贈によるものであって、生前の実際の職掌を表すものではない。ただし、宮人の碑誌の中には職掌や品階に関する確実な記載はないものの、そのほかの情報から推測できるものもある。

碑誌に職掌や品階が明記されている宮官はわずか数例に過ぎない。たとえば、「掌供内服用采章之數、惣司寶・司衣・司飾・司仗四司之官署」(后妃の服章の数を掌り、司宝・司衣・司飾・司仗の四司の官署を統括する)五品李尚服や、「掌衣服裁製縫綫之事」(衣服の裁断縫製を掌る)六品何司製、「掌宮人名簿・廩賜之事」(宮人名簿・扶持を掌る)の六品王司簿、「掌燈燭膏火之事」(灯火を掌る)の七品某典灯がいる。無論、宋若昭のような有名な尚宮の墓誌も出土している(詳細は後述)。さらに、麻掌闈・某典餼のように、その職掌が史料と合致しない宮官も数名いるが、これらは尚寢局の下に八品の「掌設・掌輿・掌苑・掌灯」の職が設けられることや、尚食局の下に「七品典餼」の職が設けられていることから、その所属を推測できる。

一部の宮官の職掌は碑誌に明記されていないため、注意深く探究する必要がある。たとえ

⁶⁴ 『唐六典』卷二、中華書局、2008年、38頁、卷一二、341－344、347－355頁、卷二六、659－660、673－674頁。

⁶⁵ 『旧唐書』卷四四、1866－1869、1909－1910頁。

⁶⁶ 『新唐書』卷四七、1225－1233頁。

ば、徳宗朝の宮人陳氏は「少以良家子、長於禁中」（幼い頃は良家の子女としてあり、成長してからは禁中において）、後に宦官王季遷に賜婚され、「潁川郡君」に封じられた。その墓誌に記載されている、涇原の変で「京邑騒擾、翠華南巡」（京中の騒擾により皇帝が南巡した）時に、「奉国璽以赴行在」（国璽を奉じて行在所に赴く）という陳氏の特殊な事蹟は、彼女の宮内での司職が国璽に関係するものであった可能性を示唆している。唐では「天子有傳國璽及八璽、皆玉爲之」（天子には伝国璽及び八璽があり、いずれも玉製である）、「大朝會則符璽郎進神璽・受命璽於御座、行幸則合八璽爲五輿、函封存於黃鉄之内」（大朝会には符璽郎が神璽・受命璽を御座に進め、行幸には八璽に五輿を用意し、函封して黃鉄〔訳者注：黄金のまさかり。天子が征伐に出る時に持つ〕の内に存す）⁶⁷。符璽郎は「掌天子之八寶及國之符節、辨其所用、有事則請於內、既事則奉而藏之」（天子の八宝及び国の符節を掌り、その用途を判別し、必要となる時には内に請い、事が終われば奉じてこれをしまう）⁶⁸というが、実際には、重大な活動の際の璽印の捧奉者であって管理者ではない。その請う所の「内」とは、尚服局配下の「掌琮寶・符契・圖籍。凡神寶・受命寶・銅魚符及契・四方傳符、皆識其行用之別安置、具立文簿。外司請用、執狀奏聞、同檢出付、仍錄案記。符還、朱書記之」（琮寶・符契・図籍を掌る。神宝・受命宝・銅魚符及び契・四方伝符は、いずれもその用途を認識して安置し、詳細な帳簿を作成する。外司が請求すれば、書状にて奏聞し、同じく検出して付し、記録する。符が戻れば、朱書して記録する）司宝を指す⁶⁹。これまで符璽郎と司宝の職掌の関係性については注目されておらず、国璽の管理者が実際には宮官であった史実も等閑視されてきた。陳氏墓誌は彼女が司宝かまたはその配下の宮人であったことを明らかにするだけでなく、宮官の職掌が名目だけのものでなく実体を伴うものであったこと、非常時には外臣以上の働きをしていたことを証明する側面も有している。

当然のことながら、宮官の中には、職掌や品階が六局三司から外れている者もあり、このことはさらに注目を集めている。武則天は高宗晚期から皇帝を称するようになった後にかけて、多くの文人を捜し求めたが、内朝でもっとも有名なのが上官婉兒で、「年十四、武后召見、有所制作、若素構。自通天以来、内掌詔命、掞麗可觀」（十四歳の時に、武后が引見すると、（上官婉兒が）作った文章は前もって準備していたもののように素晴らしいものであった。（万歳）通天以降、内朝にて詔命を掌り、その文辞は典雅で観るべき価値のあるものであった）という。ただし、上官氏の具体的な職掌は明確になっておらず、彼女の業績も多くは特殊な例であったとみなされており、ほかに文化人女性で後宮入りした者の存在や、こうした女性達の存在に関連する制度があった可能性を証明する材料もなかった。だが現在では、（韋余慶妻）斐氏が上元元年に夫を亡くした後に、「良家而入侍、遂與女俱事宮掖」（良家であることによって入侍し、娘とともに宮掖に仕え）、「自司彤管、寵洽丹闈」（彤管〔訳者注：女史として后妃の事跡を記録する〕の任により、丹闈〔訳者注：朱塗りの門の意、

⁶⁷ 『新唐書』卷二四「車服志」、524 頁。

⁶⁸ 『唐六典』卷八、250–251 頁。

⁶⁹ 『唐六典』卷一二、350–352 頁。

宮中を指すか）で広く重用された）⁷⁰。「天后当寧、旁求女史」（則天武后は臨朝聽政にあたり、女史の側近を求め）、（顏昭甫妻）殷氏を「以彤管之才、膺大家之選、召置左右、不遑顧復」（彤管の才能によって大家〔訳者注：女子の尊号。後漢に班昭を入宮させて皇后・貴人の師とし、号を「大家」としたことによる〕として選出し、（皇帝は）召して側に置いたので、（殷氏は）子を養育する暇もなかった）⁷¹。（裴行儉妻）庫狄氏には「任姒之德、班左之才。聖后臨朝、召入宮闈、拜爲御正」（周文王母太任・武王母太姒のような徳と、漢の班婕妤・晋の左芬のような文才があった。則天武后が臨朝聽政すると、（庫狄氏は）宮中に召し入れられて御正に任命され）、「中宗踐祚、歸養私門、歲時致禮」（中宗が踐祚すると、故郷に帰って父母を養い、歳時に礼を尽くし）、「皇上（玄宗）臨極、旁求陰政、再降綸言、將留内輔、夫人深戒榮滿、遠悟真筌、固辭贏憊、超謝塵俗」（玄宗は即位すると、後宮を管理する側近を求め、再び綸言を降して、庫狄氏を内輔に留めようとするも、夫人は栄誉を戒め、真理を悟り、固辞して疲れ弱り、世俗を去った）⁷²。載初元年に、武則天は広く「求諸女史」（諸女史を求め）、従弟である穎川王武載徳に「詣門辟召侍奉」（宮中に仕えるよう招聘する）ことを命じ、（司馬慎微妻）李氏は入宮した後、「宸極一十五年、墨勅制詞、多夫人所作」（十五年間武則天に仕え、詔勅の多くは夫人が作った）⁷³。（嗣曹王李戢生母）金氏は「先在王宮、掌以彤管」（以前は王宮におり、彤管を掌った）⁷⁴。墓誌に散在するこれらの情報から、武則天の時代の女性に関する具体的な制度の復原まではできないものの、当時多くの文化人女性が任用されて入宮し詔勅の文章を職掌としていた史実を窺い知ることができ、こうした女性達に対して、関連する名号と職掌制度が設けられていた可能性は言うことができよう。

宮官の碑誌は品階と職掌の対応に関する問題の一部を解決するだけでなく、ほかにも興味深い問題を引き出すことが可能である。たとえば、王司簿・某六品⁷⁵・七品⁷⁶・八品⁷⁷・亡宮等の墓誌には、彼女達がいずれも東都洛陽の宮官であったことが記されており、唐代の二都併存の状況のもとで、宮官もまた二都に分設されていたことがわかる。また、懿宗・僖宗期の「春宮」宮人銀娘・頬娘墓誌は、太子位が長期にわたって空位であった晚唐においても、東宮宮人が依然として設置されていたことを示している。宮官の碑誌はさらに宮人の年齢・籍貫・葬地・葬儀等の問題に関する研究にも豊富な一次資料を提供してくれており、今後は

⁷⁰ 張婷「唐『韋余慶及妻斐氏墓誌』考釈」、趙力光主編『碑林集刊』十六、三秦出版社、2011年、15–18頁。

⁷¹ 「杭州錢塘縣丞殷府君夫人顏君神道碣銘」、『全唐文』卷三四四、3493頁。

⁷² 「唐光祿大夫行侍中兼吏部尚書弘文館學士上柱國正平縣開國男贈太師河東裴公墓誌銘并序」。李政雲「新出裴光庭墓誌初探」、杜文玉主編『唐史論叢』第23輯、三秦出版社、2016年、229–248頁。

⁷³ 「唐司馬慎微墓誌」、『秦晉豫新出土墓誌蒐佚』二、477頁。

⁷⁴ 「大唐故寧遠將軍守左衛率府中郎嗣曹王墓誌銘并序」、『唐代墓誌彙編』天寶116、1613–1614頁。

⁷⁵ 「大唐亡宮六品墓誌」、『唐代墓誌彙編』文明003、715–716頁。

⁷⁶ 「大周七品亡宮誌銘并序」、趙君平編『邙洛墓誌三百種』、中華書局、2004年、100頁。

⁷⁷ 「八品亡宮誌文一首并序」、『唐代墓誌彙編』萬歲登封001、884頁。

文を選別して一つ一つ分析する必要がある。

以上、三つの視点から碑誌によって后妃制度の研究を推進できることを述べた。毎年大量の碑誌が発表される状況のもと、碑誌と后妃制度研究の関係は今後さらに密接なものとなる。最後に、注意すべきこととして以下の4点を指摘したい。

第一に、筆者は主に唐代に注目しているが、後漢から晚清にかかる碑誌の后妃に関する記載はそのほとんどが類似していることから、碑誌が后妃制度研究を推進することは唐代に限ることではなく、漢から清代に至る后妃制度の研究も同様と考える。この共通性は、同種の資料で同類の集団を研究することによってもたらされる特徴である。

第二に、学界ではすでに多方面から碑誌が后妃制度研究に利用され、碑誌を用いて正史史料中の錯誤も多く正されているが、碑誌の記述には曖昧かつ過褒の特徴があるため、これらの資料を利用する際は、碑誌の内容すべてを真実であると過分に強調したり、碑誌を根拠にそのほかの史料を安易に否定したりしてはならない。

第三に、碑誌の記事の主体は人物であり、なおかつ記事は断片的で、その人物を中心とする家族や関連する事件の記録に重点が置かれている。人物についても、諸帝后妃の碑誌の記述は比較的整っていて個性も鮮明だが、宮人の碑誌はいずれも簡略かつ定型化しているため、提供される情報には限りがある。また、追封皇后については、彼女達がかつては著名ではなく、未婚であった者もいるという状況に制限され、現在に伝わる碑誌はさらに少ない。このように小集団によって一次資料の状況に差異があることも、后妃制度を研究する際に資料自体に生じる問題点である。

第四に、碑誌を利用した后妃制度研究の進展状況を見ると、后妃の服章・車輅・鹵簿・印綬・納取・冊封・朝賀等の研究はやや弱い。これも碑誌の記事が人物をメインとしており、制度や重大な史事への注目が薄く限定的であることと関係している。つまり、后妃制度の全面的な研究には、依然として伝世史料がもっとも重要な後ろ盾になるのである。ただし、服章や車輅・印綬等の制度の研究で進展を望むのであれば、このほかに実物や図像資料を参照する必要があるだろう。

原載：『隋唐遼宋金元史論叢』第七輯、中国社会科学院歴史研究所隋唐宋遼金元史研究室、
2017年。

翻訳：榊佳子